

監 査 委 員 公 表 第 6 号
令和5年（2023年）3月9日

先に実施した定期監査について、監査の結果報告に基づき措置を講じた旨の通知が市長等からありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 若 井 恵 子

定期監査結果に基づく措置

令和5年(2023年)2月28日監査委員公表 第5号 結果報告分

被監査部課

福祉保健部

国保医療課

1 税外収入金の徴収事務

監査対象	行政財産目的外使用料（3件）
指摘事項	納入通知書の納期限が誤っている。（3件）
措置状況	<p>年で定めた行政財産目的外使用料の納期限について、会計年度の4月30日とすべきところ、納入通知書発行の日から起算して15日以内の日としていました。これは、職員の財務規則の認識不足と、納入通知書発行時の確認不足が原因です。</p> <p>今後は、財務規則の確認と発送前の内容確認を徹底するとともに、今回の誤りを記録して次年度の処理の注意点として引継ぎを行い、適正に事務を執行するよう担当職員に指示しました。</p>

2 契約事務

監査対象	業務の委託契約（25件抽出）
指摘事項	契約書に別記「個人情報取扱特記事項」の添付がない。（1件）
措置状況	<p>契約書本文中に、「別記個人情報取扱特記事項」とあるところ、別記が添付されていませんでした。これは、職員の認識不足と支出負担行為書承認時の確認不足が原因です。</p> <p>今後は、契約締結時の内容確認を徹底し、適正に事務を執行するよう担当職員に指示しました。</p>